

政令第三百三十四号

統計法施行令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項第二号及び第五項第三号、第八条第一項、第十六条、第十八条、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十七条、第三十八条第一項並びに附則第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、統計法施行令（昭和二十四年政令第三百十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（公的統計の作成主体となるべき法人）

第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

（統計調査の範囲から除かれる行政機関等及び事務）

第二条 法第二条第五項第三号の政令で定める行政機関等及び政令で定める事務は、それぞれ次の各号に掲

げる行政機関等及び当該行政機関等が行う事務であつて当該各号に定めるものとする。

一 国家公安委員会 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第二項及び第三項に規定する事務

二 財務省 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第四条第四十九号に掲げる事務（財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事務に限る。）

三 海上保安庁 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条第一号から第十七号までに掲げる事務、同条第二十七号に掲げる事務（同条第一号から第十六号までに掲げる事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の整備計画及び運用に関する事務に限る。）及び同条第二十八号に掲げる事務

四 防衛省 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条に規定する事務（同条第二十五号に掲げる事務を除く。）及び同法附則第二項の表の下欄に掲げる事務（平成二十五年五月十六日までの間の項の下欄に掲げる事務を除く。）

五 都道府県 当該都道府県に置かれた都道府県警察において警察法第三十六条第二項の規定による責務を遂行するために行う事務

（基幹統計に関する公表事項）

第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、作成の方法、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に関し次に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

イ 調査対象の範囲

ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間

ハ 報告を求めた者

ニ 報告を求めするために用いた方法

(地方公共団体が処理する事務)

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれ

ぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、

都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。

（ ）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（基幹統計調査であること等の明示）

第五条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について法第十三条及び第十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならぬ。

(一般統計調査の結果に関する公表事項)

第六条 第三条(第一号を除く。)の規定は、法第二十三条第一項の政令で定める事項について準用する。

(統計調査の届出をしなければならない地方公共団体及び当該届出の手續)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める地方公共団体は、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)とする。

2 法第二十四条第一項の規定による届出は、当該届出に係る統計調査を行う日の三十日前までに同項各号に掲げる事項を記載した書類を届け出ることにより行うものとする。

3 前項の書類には、調査票を添付しなければならない。

(統計調査の届出をしなければならない独立行政法人等及び当該届出の手續)

第八条 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、法第二十五条の届出について準用する。

(作成方法の変更通知を要しない軽微な変更)

第九条 法第二十六条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 基幹統計で使用する用語の変更であつて、法令の制定又は改廃に伴うもの
- 二 統計基準の変更に伴い当然必要とされる作成の方法の変更
- 三 災害の発生に伴う基幹統計の作成周期の変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、作成する基幹統計の実質的な内容に影響を及ぼさない作成の方法の変更

(統計基準の設定方法)

第十条 法第二十八条第一項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。

(行政記録情報の提供を求める際に明示すべき事項)

第十一条 法第二十九条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用目的
- 二 提供を求める行政記録情報を特定するに足りる事項
- 三 提供を受けた行政記録情報の管理に関する事項

(事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等)

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。

(手数料の額等)

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円

二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。

）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円

ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格×六二二三に適合する幅九十三メートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円

ハ 光ディスク（日本工業規格×〇六〇六及び×六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円

ニ 光ディスク（日本工業規格×六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置

で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき百二十円

三 統計成果物の送付に要する費用(当該送付を求める場合に限り。)

四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額

2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 請求一件につき千八百五十円

二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき八千五百円

三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前項第二号口のフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円

ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

四 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限り。）

3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならぬ。

一 社会保険庁長官又は特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合

二 前二項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨を行政機関の長（社会保険庁長官及び特許庁長官を除く。）が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合

三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（届出を要する統計調査の範囲に関する政令等の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和二十五年政令第五十八号）

二 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第二百二十七号）

三 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）

四 統計法第二条第二項第二号の法人並びに同条第五項第三号の行政機関等及び事務を定める政令（平成十九年政令第二百九十九号）

（届出統計調査によつて集められた調査票等に関する経過措置）

第三条 法による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号。以下「旧法」という。）の規定により指定都市以外の市が行つた届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条及び第十五条の四の規定は、なおその効力を有する。

2 旧法の規定により日本商工会議所が行つた届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条、第十五条の二及び第十五条の三の規定は、なおその効力を有する。

（調査票の使用に関する経過措置）

第四条 法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧法第十五条第二項の承認であつて、法の施行の際同項の公示がなされていないもの及び法附則第八条第二項の規定により施行日以後になされた承認に係る公示については、なお従前の例による。

2 法の施行の際現に旧法第十五条第二項の規定により調査票の使用に係る承認を得ている者（法の施行の際現に調査票を使用している者を除く。）及び法附則第八条第二項の規定により承認を得た者は、施行日又は旧法第十五条第二項の公示の日のいずれか遅い日から起算して六月を経過する日までの間は、法の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

（総務省令への委任）

第五条 前二条に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、総務省令で定める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一統計法施行令（昭和二十四年政令第二百十号）の項を削り、同表に次のように加える。

統計法施行令（第四条第一項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計

平成二十年政令 第三百三十四号	調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。
--------------------	--

別表第二統計法施行令（昭和二十四年政令第百二十号）の項を削り、同表に次のように加える。

統計法施行令（ 平成二十年政令 第三百三十四号	第四条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務
-------------------------------	---

（地方税法施行令の一部改正）

第七条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二十第一項第一号中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項」に、「指定統計」を「基幹統計」に改め、同項第三号中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第八条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第一項に規定する指定統計調査」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査」に改める。

(金融商品取引法施行令の一部改正)

第十条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の十八第二号を次のように改める。

二 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計の数値、同条第七項に規定する一般統計調査の結果に係る数値並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条の規定による届出の

あつた統計調査の結果に係る数値その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める数値

第一条の十八に次の一号を加える。

三 前号に掲げるものに相当する外国の統計の数値

(金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この政令の施行の際現に統計法附則第二条の規定による廃止前の統計報告調整法(昭和二十七年法律第四百十八号)第四条第一項の承認を受けた統計報告の徴集の結果に係る数値に係るデリバティブ取引につき金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同じ。)を行つている者については、施行日から起算して六月間(当該期間内に金融商品取引法第二十九条の三第一項の規定による登録又は同法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否があつたときは、その者が当該登録又は登録拒否の通知を受ける日までの間)は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続き当該金融商品取引業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において、当該期間の経過後当該申請について登録又は登録拒否の通知を受ける日までの間も、同様とする。

(都市再開発法施行令等の一部改正)

第十二条 次に掲げる政令の規定中「総務省統計局が」の下に「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である」を加え、「（指定統計第三十五号）」を削り、「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第八条第一項」を「同法第二十五条」に改める。

一 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第三十三条の二

二 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第十条

三 土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令（平成十四年政令第二百四十八号）第十六条

(国勢調査令の一部改正)

第十三条 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「統計法（）」を「統計法（平成十九年法律第五十三号。）」に、「第四条第二項の規定による」を「第五条第二項の規定により行う」に改め、「国勢調査」の下に「（以下単に「国勢調査」という。）」を加える。

第三条中「法第四条第二項の規定による」を削る。

第四条第一項中「法第四条第二項の規定による」及び「（以下「国勢調査」という。）」を削り、「同条第一項」を「法第五条第一項」に改める。

第五条第一項中「第四条第二項ただし書の規定による」を「第五条第二項ただし書の規定により行う」に改める。

第七条第一項中「第十二条第一項」を「第十四条」に改める。

第十条の見出しを「（報告の義務及び方法）」に改め、同条第一項中「申告しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第二項中「申告すべき」を「報告すべき」に、「申告を」を「報告を」に改め、同条第三項中「申告」を「報告」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十四条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百十六号の次に次の一号を加える。

四百十六の二 統計法（平成十九年法律第五十三号）

(総務省組織令の一部改正)

第十五条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「統計を作成するための調査又は報告徴集(以下「統計調査」という。)」を「統計調査」に改める。

第十四条第二号口中「基準の設定及び調整」を「及び調整並びに統計基準の設定」に改め、同号八中「並びに資格の認定」を削る。

別表第一(第四条関係)

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
一 すべての産業分野における事業	統計調査員に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務	一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の

目的と ことを	所及び 企業の 活動が らなる 経済の 構造を 全国的 及び地 域別に 明らか にする に する	報告義務者に 関する事務	二 報告義務者を把握するための調 査に関する事務	、 取集、 審査	調査票の配布 調査区（統計 調査員が調査 を担当すべき 区域をいう。 以下同じ。） に関する事務	二 報告義務者を把握するための調 査に関する事務	
三 調査票（都道府県知事が調査す べき事業所として総務省令で定め				六 調査票（市町村長が調査すべき 事業所として総務省令で定めるも	五 調査区の設定及び修正に関する 事務		四 統計調査員の報酬及び費用の交 付に関する事務 交付に関する事務

する基 等に関する事	幹統計 務
るものの調査に係るものに限る。	（）の配布に関する事務
の調査に係るものに限る。（）の	配布に関する事務
四 前号に規定する調査票の取集に	七 前号に規定する調査票の取集に
関する事務	関する事務
五 市町村長に対する第三号に規定	八 第六号及びこの項第三欄第五号
する調査票（市町村長が審査すべ	に規定する調査票の審査に関する
きものとして総務省令で定めるも	事務
のに限る。（）の送付に関する事務	九 前号に規定する調査票への必要
六 第三号に規定する調査票（前号	な事項の記入に関する事務
に規定するものを除く。）の審査	十 都道府県知事に対する第八号に
及びこの項第四欄第八号に規定す	規定する調査票の送付に関する事
る調査票の二次的な審査に関する	務
事務	

	七 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務	
その他の事務	<p>八 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 市町村長に対する調査票の用紙 その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十一 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p> <p>十二 総務大臣に対する調査に関する事務</p>	<p>十一 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十二 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十三 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十四 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十五 都道府県知事に対する関係書</p>

<p>二 住宅及び住宅以外で人が居住する建物</p>	
<p>統計調査員に関する事務</p>	
<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>る事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十三 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務</p>	<p>類の送付に関する事務 十六 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>

宅及び	外の住	住居以	びに現	実態並	関する	。に	という	宅等」	て「住	におい	この項	(以下
			務	等に関する事	、収集、審査	調査票の配布	る事務	調査区に關す	関する事務	報告義務者に		
五 市町村長に対する調査票の送付	の作成に関する事務	び当該調査の結果に基づく調査票	立入検査等その他の調査の実施及	四 法第十五条第一項の規定による	三 調査票の収集に関する事務	二 調査票の配布に関する事務						
			送付に関する事務	八 都道府県知事に対する調査票の	七 調査票の審査に関する事務	関する事務	六 調査区の設定及び修正の補助に		五 報告義務者の選定に関する事務	付に関する事務	四 統計調査員の報酬及び費用の交	

域別に	及び地	全国的	実態を	関する	世帯に	ている	居住し	宅等に	他の住	況その	保有状	土地の
その他の事務								に関する事務				
八 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務								六 調査票の二次的な審査に関する事務				
九 市町村長に対する調査票の用紙								七 調査票への必要な事項の記入に関する事務				
その他調査のために必要な物品の送付に関する事務												
十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務												
十一 市町村長の行う調査に関する								九 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務				
								十 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務				
								十一 市町村の区域における調査の広報に関する事務				
								十二 都道府県知事に対する調査に				

<p>三 地方 公務員 の給与</p>	<p>明らか にする ことを 目的と する基 幹統計</p>
<p>調査票の配布 、取集、審査 等に関する事</p>	
<p>一 調査票（第五号並びにこの項第 四欄第一号及び第五号に規定する ものを除く。）の配布に関する事</p>	<p>事務の実施状況の把握に関する事 務 十二 総務大臣に対する調査に関す る事務の実施状況その他必要な事 項の報告に関する事務 十三 総務大臣に対する調査票その 他関係書類の提出に関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する 書類の作成及び保管その他前各号 に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>一 調査票（市町村の職員の調査に 係るものに限るものとし、第五号 に規定するものを除く。）の配布</p>	<p>関する事務の実施状況その他必要 な事項の報告に関する事務 十三 都道府県知事に対する関係書 類の送付に関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する 書類の作成及び保管その他前各号 に掲げる事務に附帯する事務</p>

の実態 を明ら かにす ること を目的 とする 基幹統 計	務	に 関 する 事 務
の 実 態	二 前号に規定する調査票の取集に 関する事務	二 前号に規定する調査票の取集に 関する事務
を 明 ら す	三 第一号及びこの項第四欄第五号 に規定する調査票の審査並びにこ の項第四欄第一号に規定する調査 票の二次的な審査に関する事務	三 第一号に規定する調査票の審査 に関する事務
を 目 的 と す る	四 第一号に規定する調査票（都道 府県の職員の調査に係るものに限 る。）への必要な事項の記入に関 する事務	四 第一号に規定する調査票への必 要な事項の記入に関する事務
基 幹 統 計	五 調査票（都道府県知事が作成す べきものとして総務大臣が定める	五 調査票（市町村長が作成すべき ものとして総務大臣が定めるもの に限る。）の作成に関する事務
計	六 都道府県知事（指定都市にあつ ては、総務大臣。次号及び第八号 において同じ。）に対する第一号	六 都道府県知事（指定都市にあつ ては、総務大臣。次号及び第八号 において同じ。）に対する第一号

	<p>ものに限る。)の作成に関する事務</p>	<p>及び前号に規定する調査票の送付に関する事務</p>
<p>その他の事務</p>	<p>六 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村長（指定都市の長を除く。次号において同じ。）に対する調査票の用紙の送付に関する事務</p> <p>八 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p> <p>九 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十 第四号及び第五号に規定する調</p>	<p>七 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>八 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>九 第一号及び第五号に規定する調査票の副票の保管に関する事務</p> <p>十 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>

<p>四 国民 の就業 構造を 全国的 及び地 域別に</p>	
<p>統計調査員に 関する事務</p>	
<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>査票の副票の保管に関する事務 十一 総務大臣に対する第三号及び 第五号に規定する調査票の提出に 関する事務 十二 前各号に掲げる事務に関する 書類の作成及び保管その他前各号 に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>一 都道府県知事に対する統計調査 員の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上 の指導に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の 交付に関する事務</p>	

明らか にする ことを 目的と する基 幹統計	報告義務者に 関する事務	調査票の配布 、収集、審査 等に関する事 務	その他の事務
		二 調査票の配布に関する事務 三 調査票の収集に関する事務 四 市町村長に対する調査票の送付 に関する事務 五 調査票の二次的な審査に関する 事務 六 調査票への必要な事項の記入に 関する事務	七 総務大臣、他の都道府県知事及
四 統計調査員の報酬及び費用の交 付に関する事務	五 報告義務者の選定に関する事務	六 調査票の審査に関する事務 七 都道府県知事に対する調査票の 送付に関する事務	八 都道府県知事及び他の市町村長

<p>び市町村長との連絡に関する事務</p>	<p>との連絡に関する事務</p>
<p>八 市町村長に対する調査票の用紙</p>	<p>九 統計調査員に対する調査票の用紙</p>
<p>その他調査のために必要な物品の</p>	<p>紙その他調査のために必要な物品</p>
<p>送付に関する事務</p>	<p>の送付に関する事務</p>
<p>九 都道府県の区域における調査の</p>	<p>十 市町村の区域における調査の広</p>
<p>広報に関する事務</p>	<p>報に関する事務</p>
<p>十 市町村長の行う調査に関する事</p>	<p>十一 都道府県知事に対する調査に</p>
<p>務の実施状況の把握に関する事務</p>	<p>関する事務の実施状況その他必要</p>
<p>十一 総務大臣に対する調査に関す</p>	<p>な事項の報告に関する事務</p>
<p>る事務の実施状況その他必要な事</p>	<p>十二 都道府県知事に対する関係書</p>
<p>項の報告に関する事務</p>	<p>類の送付に関する事務</p>
<p>十二 総務大臣に対する調査票その</p>	<p>十三 前各号に掲げる事務に関する</p>
<p>他関係書類の提出に関する事務</p>	<p>書類の作成及び保管その他前各号</p>

<p>五 世帯 の所得 の分布及 び消費 の水準 、構造 等を全 国的及 び地域 別に明</p>	
<p>統計調査員に 関する事務</p>	
<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>一 都道府県知事に対する統計調査員（世帯員の収入及び支出の調査に係るものを除く。以下この項において同じ。）の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務 四 統計調査員の報酬及び費用の交</p>	<p>に掲げる事務に附帯する事務</p>

らかに	するこ とを目 的とす る基幹	統計
報告義務者に 関する事務	二 報告義務者（世帯員の収入及び 支出の調査に係るものに限る。） の選定に関する事務	調査票の配布 、収集、審査 等に関する事 務
付に関する事務	五 報告義務者（この項第三欄第二 号に規定するものを除く。）の選 定に関する事務	三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務 五 市町村長に対する調査票（世帯 員の収入及び支出の調査に係るも のを除く。この項第四欄第六号及 び第七号において同じ。）の送付 に関する事務 六 調査票（前号に規定するものを 除く。）の審査及び同号に規定す
	六 調査票の審査に関する事務 七 都道府県知事に対する調査票の 送付に関する事務	

	<p>七 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	
<p>その他の事務</p>	<p>八 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 市町村長に対する調査票の用紙 その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十一 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p>	<p>八 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十一 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要</p>

<p>六 国民 の消費 生活に 必要な</p>	
<p>統計調査員に 関する事務</p>	
<p>一 統計調査員（都道府県知事が調 査すべき商品又はサービスの販売 価格又は料金として総務省令で定 めるものの調査に係るものに限る</p>	<p>務 十二 総務大臣に対する調査に関す る事務の実施状況その他必要な事 項の報告に関する事務 十三 総務大臣に対する調査票その 他関係書類の提出に関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する 書類の作成及び保管その他前各号 に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>一 都道府県知事に対する統計調査 員の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上 の指導に関する事務</p>	<p>な事項の報告に関する事務 十二 都道府県知事に対する関係書 類の送付に関する事務 十三 前各号に掲げる事務に関する 書類の作成及び保管その他前各号 に掲げる事務に附帯する事務</p>

商品の 販売価 格及び サービ スの料 金につ いて地 域別、 事業所 の形態 別等の 物価を 明らか	調査票の配布 、 取集、 審査 等に関する事 務	報告義務者に 関する事務
<p>二 調査票（前号の総務省令で定め る商品又はサービスの販売価格又 は料金の調査に係るものに限る。 ）の配布に関する事務</p>		<p>。以下この項において同じ。）の 設置に関する事務</p>
<p>六 前号の総務省令で定める商品又 はサービスの販売価格又は料金の 調査の実施及び当該調査の結果に 基づく調査票の作成に関する事務</p>	<p>五 報告義務者（市町村長が調査す べき商品又はサービスの販売価格 又は料金として総務省令で定める ものの調査に係るものに限る。） の選定に関する事務</p>	<p>三 統計調査員の身分を示す証票の 交付に関する事務 四 統計調査員の報酬及び費用の交 付に関する事務</p>

	<p>にする ことを 目的と する基 幹統計</p>
<p>その他の事務</p>	
<p>三 前号に規定する調査票の取集に 関する事務</p> <p>四 市町村長に対する第二号に規定 する調査票の送付に関する事務</p> <p>五 この項第四欄第六号に規定する 調査票の審査及び第二号に規定す る調査票の二次的な審査に関する 事務</p> <p>六 前号に規定する調査票への必要 な事項の記入に関する事務</p>	<p>七 総務大臣、他の都道府県知事及 び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>八 市町村長に対する調査票の用紙</p>
<p>七 この項第三欄第二号に規定する 調査票の審査に関する事務</p> <p>八 この項第三欄第二号に規定する 調査票への必要な事項の記入に関 する事務</p> <p>九 都道府県知事に対する第六号及 びこの項第三欄第二号に規定する 調査票の送付に関する事務</p>	<p>十 都道府県知事及び他の市町村長 との連絡に関する事務</p> <p>十一 統計調査員に対する調査票の</p>

その他調査のために必要な物品の
送付に関する事務

九 都道府県の区域における調査の
広報に関する事務

十 市町村長の行う調査に関する事
務の実施状況の把握に関する事務

十一 総務大臣に対する調査に関す
る事務の実施状況その他必要な事
項の報告に関する事務

十二 総務大臣に対する調査票その
他関係書類の提出に関する事務

十三 前各号に掲げる事務に関する
書類の作成及び保管その他前各号

用紙その他調査のために必要な物
品の送付に関する事務

十二 市町村の区域における調査の
広報に関する事務

十三 都道府県知事に対する調査に
関する事務の実施状況その他必要
な事項の報告に関する事務

十四 都道府県知事に対する関係書
類の送付に関する事務

十五 前各号に掲げる事務に関する
書類の作成及び保管その他前各号

に掲げる事務に附帯する事務

<p>七 医療施設の分布及び整備の実態並びに医療施設の診療機能の状況を明らかにす</p>	<p>調査票の配布、収集、審査等に関する事務</p>	<p>に掲げる事務に附帯する事務</p>
		<p>一 調査票（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区（以下「保健所を設置する市等」という。）の区域以外の区域における調査に係るものに限るものとし、第五号に規定するものを除く。）の配布に関する事務</p> <p>二 前号に規定する調査票の収集に関する事務</p> <p>三 第一号に規定する調査票の審査</p> <p>四 第一号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>五 調査票（医療法又はこれに基づ</p>

		ること	を目的	とする	基幹統	計
その他の事務		る調査票の二次的な審査に関する	事務	四 第一号に規定する調査票への必	要な事項の記入に関する事務	五 調査票（医療法（昭和二十三年
六 厚生労働大臣、他の都道府県知事及び保健所を設置する市等の長	作成に関する事務	く命令の規定による許可申請又は	届出の書類に基づいて保健所を設	置する市等の長が作成すべきもの	として厚生労働省令で定めるもの	に限る。）の作成に関する事務
七 都道府県知事及び他の保健所を設置する市等の長との連絡に関する	届出の書類に基づいて都道府県知事が作成すべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）の	六 都道府県知事に対する第一号及び前号に規定する調査票の送付に関する事務				

との連絡に関する事務

七 都道府県の区域における調査の

広報に関する事務

八 保健所を設置する市等の長の行

う調査に関する事務の実施状況の

把握に関する事務

九 厚生労働大臣に対する調査に関

する事務の実施状況その他必要な

事項の報告に関する事務

十 厚生労働大臣に対する調査票そ

の他関係書類の提出に関する事務

十一 前各号に掲げる事務に関する

書類の作成及び保管その他前各号

る事務

八 保健所を設置する市等の区域に

おける調査の広報に関する事務

九 都道府県知事に対する調査の実

施状況その他必要な事項の報告に

関する事務

十 都道府県知事に対する関係書類

の送付に関する事務

十一 前各号に掲げる事務に関する

書類の作成及び保管その他前各号

に掲げる事務に附帯する事務

<p>八 医療 施設を 利用す る患者 の傷病 の状況 等の実 態を明 らかに するこ とを目 的とす</p>	<p>調査票の配布 、収集、審査 等に関する事 務</p>	<p>に掲げる事務に附帯する事務</p> <p>一 調査票（この項第四欄第一号に規定するものを除く。）の配布に関する事務</p> <p>二 前号に規定する調査票の収集に関する事務</p> <p>三 第一号に規定する調査票の審査及びこの項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>四 第一号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>一 調査票（保健所を設置する市等の区域における調査に係るものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>二 前号に規定する調査票の収集に関する事務</p> <p>三 第一号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>四 第一号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>五 都道府県知事に対する第一号に規定する調査票の送付に関する事務</p>
---	---	--	---

<p>九 保健 、医療 、福祉 、年金 、所得 等厚生 行政の 企画及 び運営 に必要</p>	
	<p>十 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>一 統計調査員（この項第四欄第一号に規定するものを除く。）の設置に関する事務</p> <p>二 都道府県知事に対する統計調査員（前号に規定するものを除く。）の候補者の推薦に関する事務</p> <p>三 この項第三欄第一号に規定する統計調査員のうち特定市町村長が調査実施上の指導を行うべきもの</p>	<p>一 保健所を設置する市等の長が設置すべき統計調査員として厚生労働省令で定めるものの設置に関する事務</p>

<p>な国民 生活の 基礎的 事項を 明らか にする ことを 目的と する基 幹統計</p>		
<p>調査票の配布 、取集、審査 等に関する事 務</p>		
<p>四 前号に規定する調査票の取集に く。の配布に関する事務</p>	<p>二 報告義務者（この項第四欄第四 号に規定するものを除く。）を把 握するための調査に関する事務</p>	
<p>六 前号に規定する調査票の取集に く。の配布に関する事務</p>	<p>五 調査票（前号に規定する報告義 務者の調査に係るものに限るもの とし、第七号に規定するものを除 く。）を把握するための調査に関す る事務</p>	<p>四 報告義務者（保健所を設置する 市等の長が調査すべきものとして 厚生労働省令で定めるものに限る 。）を把握するための調査に関す る事務</p> <p>として厚生労働省令で定めるもの に対する調査実施上の指導に関す る事務</p>

関する事務

五 調査票（都道府県知事が作成すべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）の作成に関する事務

六 市（指定都市を除く。）、特別区及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第三項又は第四項の規定に基づき福祉に関する事務所を設置する町村の長（以下この項において「特定市町村長」という。）に対する第三号及び前号に規定する調査票（特定

関する事務

七 調査票（保健所を設置する市等の長が作成すべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）の作成に関する事務

八 第五号及びこの項第三欄第六号に規定する調査票の審査に関する事務

九 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務

十 都道府県知事に対する第七号及び第八号に規定する調査票の送付に関する事務

<p>その他の事務</p>	
<p>九 厚生労働大臣、他の都道府県知事並びに指定都市の長及び特定市</p>	<p>市町村長が審査すべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。</p> <p>○の送付に関する事務</p> <p>七 第三号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）及びこの項第四欄第七号に規定する調査票の審査並びにこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>八 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>
<p>十一 都道府県知事並びに他の指定都市の長及び特定市町村長との連</p>	

町村長との連絡に関する事務

十 指定都市の長及び特定市町村長
に対する調査票の用紙その他調査
のために必要な物品の送付に関す
る事務

十一 都道府県の区域における調査
の広報に関する事務

十二 指定都市の長及び特定市町村
長の行う調査に関する事務の実施
状況の把握に関する事務

十三 厚生労働大臣に対する調査に
関する事務の実施状況その他必要
な事項の報告に関する事務

絡に関する事務

十二 統計調査員に対する調査票の
用紙その他調査のために必要な物
品の送付に関する事務

十三 市、特別区及び社会福祉法第
十四条第三項又は第四項の規定に
基づき福祉に関する事務所を設置
する町村の区域における調査の広
報に関する事務

十四 都道府県知事に対する調査に
関する事務の実施状況その他必要
な事項の報告に関する事務

十五 都道府県知事に対する関係書

<p>十 農林 行政に 必要な 農業及 び林業 の基礎 的事項</p>	<p>統計調査員に 関する事務</p>	<p>一 統計調査員（農林業経営体（国、都道府県及び市町村の農林業経営体を除く。）の調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の設置に関する事務</p>	<p>一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務 四 統計調査員の報酬及び費用の交</p>
		<p>十四 厚生労働大臣に対する調査票 その他関係書類の提出に関する事務 十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>類の送付に関する事務 十六 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>

を明らか	にすること	を目的とする	計基幹統
	調査区に関する事務	二 調査区（農林業経営体の調査に係るものに限る。）の設定及び修正に関する事務	調査票の配布、収集、審査等に関する事務
付に関する事務	五 調査区の設定及び修正の補助に関する事務	三 調査票（農林業経営体（国及び市町村の農林業経営体を除く。）の調査に係るものに限る。）の配布に関する事務	四 前号に規定する調査票の収集に関する事務
		六 調査票（市町村の農林業経営体の調査に係るものに限る。）の配布に関する事務	七 前号に規定する調査票の収集に関する事務
			八 第六号及びこの項第三欄第五号に規定する調査票の審査に関する事務
			九 前号に規定する調査票への必要

の送付に関する事務

六 第三号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務

七 法第十五条第一項の規定による立入検査等（農林業経営体（国、都道府県及び市町村の農林業経営体を除く。）の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務

八 第六号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務

な事項の記入に関する事務

十 都道府県知事に対する第八号に規定する調査票の送付に関する事務

調査票の集計に関する事務	その他の事務
<p>九 調査票の集計に関する事務（全国集計に係るものとして農林水産省令で定めるものを除く。）</p>	<p>十 農林水産大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十一 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十二 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十三 農林水産大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要</p>
	<p>十一 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十二 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十三 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十四 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p>

な事項の報告に関する事務

十四 農林水産大臣に対する集計表

その他関係書類の提出に関する事務

十五 調査票（都道府県の農林業経営体の調査に係るものに限る。）

の保管に関する事務

十六 市町村長に対する調査票（国及び都道府県の農林業経営体の調

査に係るものを除く。）の回付に

関する事務

十七 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号

十五 この項第三欄第十六号に規定

する調査票の保管に関する事務

十六 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務

十七 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

		<p>に掲げる事務に附帯する事務</p>	
<p>十一 水産行政に関する事務</p>	<p>統計調査員に関する事務</p>	<p>一 統計調査員（海面において営む漁業に関する調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の設置に関する事務</p>	<p>一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務</p> <p>二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p> <p>三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務</p> <p>四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務</p> <p>五 調査区（海面において営む漁業に関する調査に係るものに限る。）の設定及び修正に関する事務</p>
<p>基幹統</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>ること</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>
<p>を目的</p>	<p>とする</p>	<p>を目的</p>	<p>ること</p>

計

、取集、審査等に関する事務

に関する調査に係るものに限る。

以下この項において同じ。）の配

布に関する事務

三 調査票の取集に関する事務

四 市町村長に対する調査票の送付

に関する事務

五 調査票の二次的な審査に関する

事務

六 法第十五条第一項の規定による

立入検査等（海面において営む漁

業に関する調査に係るものに限る

。次号において同じ。）の実施に

関する事務

七 調査票への必要な事項の記入に

関する事務（この項第三欄第七号

に規定するものを除く。）

八 都道府県知事に対する調査票の

送付に関する事務

	<p>七 法第十五条第一項の規定による 立入検査等の結果の調査票への記入に関する事務</p>
<p>その他の事務</p>	<p>八 農林水産大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 市町村長に対する調査票の用紙 その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十 都道府県の区域における調査の 広報に関する事務</p> <p>十一 農林水産大臣に対する調査に関する事務の 実施状況その他必要</p>
	<p>九 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十 統計調査員に対する調査票の用紙 その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十一 市町村の区域における調査の 広報に関する事務</p> <p>十二 都道府県知事に対する調査に関する事務の 実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p>

<p>十二 工 業の実 態を明 らかに するこ とを目</p>	<p>統計調査員に 関する事務</p>	<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>一 都道府県知事に対する統計調査 員の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上 の指導に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の 交付に関する事務</p>
		<p>な事項の報告に関する事務 十二 農林水産大臣に対する調査票 その他関係書類の提出に関する事 務 十三 前各号に掲げる事務に関する 書類の作成及び保管その他前各号 に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>十三 都道府県知事に対する関係書 類の送付に関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する 書類の作成及び保管その他前各号 に掲げる事務に附帯する事務</p>

的とす る基幹	統計	
	報告義務者に 関する事務	調査票の配布 、取集、審査 等に関する事 務
	二 報告義務者を把握するための調 査に関する事務	三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の取集に関する事務 五 市町村長に対する調査票の送付 に関する事務 六 調査票の二次的な審査に関する 事務 七 法第十五条第一項の規定による 立入検査等の実施に関する事務 八 法第十五条第一項の規定による
四 統計調査員の報酬及び費用の交 付に関する事務	五 調査票の審査に関する事務 六 市町村長が記入すべき事項とし て経済産業大臣が定めるものの調 査票への記入に関する事務 七 都道府県知事に対する調査票の 送付に関する事務	

	<p>立入検査等の結果及び都道府県知事が記入すべき事項として経済産業大臣が定めるものの調査票への記入に関する事務</p>
<p>その他の事務</p>	<p>九 経済産業大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十 市町村長に対する調査票の用紙 その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十一 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十二 市町村長の行う調査に関する</p>
	<p>八 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十一 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要</p>

業の実	十三 商
関する事務	統計調査員に
一 統計調査員の設置に関する事務	<p>事務の実施状況の把握に関する事務</p> <p>十三 経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十四 経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務	<p>な事項の報告に関する事務</p> <p>十二 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>

態を明 らかに するこ とを目 的とす る基幹 統計	報告義務者に 関する事務	二 報告義務者を把握するための調 査に関する事務	二 統計調査員に対する調査実施上 の指導に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の 交付に関する事務 四 統計調査員の報酬及び費用の交 付に関する事務
調査票の配布 、取集、審査 等に関する事 務	三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の取集に関する事務 五 市町村長に対する調査票の送付 に関する事務 六 調査票の二次的な審査に関する	五 調査票の審査に関する事務 六 都道府県知事に対する調査票の 送付に関する事務	

	その他の事務
<p>事務</p> <p>七 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務</p> <p>八 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>九 経済産業大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十一 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p>
	<p>七 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>八 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>九 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十 都道府県知事に対する調査に関</p>

備考

十二 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務	十二 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況その他必要な事務の報告に関する事務
十三 経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務	十一 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務
十四 経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務	十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務
十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務	

-
- 一 二の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例（以下「事務処理特例条例」という。）の定めるところにより二の項第三欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施及び当該立入検査等の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。以下この号において同じ。）を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十号に掲げる事務は行わないものとする。
 - 二 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。
 - 三 四の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号か
-

ら第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

四 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十一号に掲げる事務は行わないものとする。

五 第一号及び前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

六 十一の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

別表第二（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務
一 国民の就業及び不	統計調査員に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務
就業の	報告義務者に関する事務	二 報告義務者の選定に関する事務

状態を 明らか にする ことを 目的と する基 幹統計	調査区に關す る事務	三 調査区の設定及び修正の補助に關する事務
	調査票の配布 、取集、審査 等に関する事 務	四 調査票の配布に關する事務 五 調査票の取集に關する事務 六 調査票の審査に關する事務 七 調査票への必要な事項の記入に關する事務
	その他の事務	八 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に關する事務 九 調査の広報に關する事務 十 総務大臣に対する調査に關する事務の実施状況その他必要な事項の報告に關する事務 十一 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に關する事務 十二 前各号に掲げる事務に關する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

<p>の動向</p>	<p>その他の事務</p>	<p>五 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務</p>
<p>の毎月</p>	<p>務</p>	
<p>いてそ</p>	<p>等に関する事</p>	
<p>金につ</p>	<p>、取集、審査</p>	
<p>スの料</p>	<p>調査票の配布</p>	<p>四 第二号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金の調査の実施及び当該調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務</p>
<p>サービ</p>	<p>る事務</p>	<p>三 調査区の設定及び修正に関する事務（第一号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金の調査に係るものに限る。）</p>
<p>格及び</p>	<p>調査区に関する事務</p>	
<p>小売価</p>	<p>格及び</p>	
<p>商品の</p>	<p>報告義務者に</p>	<p>二 報告義務者（都道府県知事が調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の選</p>
<p>必要に</p>	<p>関する事務</p>	<p>定に関する事務</p>
<p>生活に</p>	<p>報告義務者に</p>	<p>一 統計調査員（都道府県知事が事業所及び世帯において調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の設置に関する事務</p>
<p>の消費</p>	<p>関する事務</p>	
<p>二 国民</p>	<p>統計調査員に</p>	

<p>を明らかにすること を目的とする 基幹統計</p>	<p>を明らかにすること を目的とする 基幹統計</p>	<p>三 国民生活に おける 家計収支の実態を毎</p>	<p>統計調査員に 関する事務</p>	<p>三 国民生活に おける 家計収支の実態を毎</p>	<p>報告義務者に 関する事務</p>	<p>三 国民生活に おける 家計収支の実態を毎</p>	<p>調査票の配布 、 収集、 審査</p>
<p>六 調査の広報に関する事務 七 総務大臣に対する調査に関する事務の 実施状況その他必要な事項の報告 に関する事務 八 総務大臣に対する第四号に規定する 調査票その他関係書類の提出に関する 事務 九 前各号に掲げる事務に関する書類の 作成及び保管その他前各号に掲げる 事務に附帯する事務</p>	<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>二 報告義務者の選定に関する事務</p>	<p>三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務</p>	<p>三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務</p>	<p>三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務</p>	<p>三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務</p>	<p>三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務</p>

<p>月明ら 等に関する事 務</p>	<p>四 製造 業、卸 売・小 売業、 売業、 に関する事務</p>	<p>五 調査票の審査に関する事務</p> <p>六 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>七 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>八 調査の広報に関する事務</p> <p>九 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>月明ら 等に関する事 務</p>	<p>四 製造 業、卸 売・小 売業、 売業、 に関する事務</p>	<p>五 調査票の審査に関する事務</p> <p>六 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>七 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>八 調査の広報に関する事務</p> <p>九 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>月明ら 等に関する事 務</p>	<p>四 製造 業、卸 売・小 売業、 売業、 に関する事務</p>	<p>五 調査票の審査に関する事務</p> <p>六 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>七 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>八 調査の広報に関する事務</p> <p>九 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>

する基	目的と	ことを	にする	明らか	実態を	経営の	企業の	む個人	業を営	ービス	又はサ	飲食店	
										務	等に関する事	、取集、審査	調査票の配布
										六	五	四	三
										調査票への必要な事項の記入に関する事務	調査票の審査に関する事務	調査票の取集に関する事務	調査票の配布に関する事務
										七	八	九	十
										総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務	調査の広報に関する事務	総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務	総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務
										十一			
													前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

幹統計		
五 国民 の社会 生活の 基礎的 事項を 明らか にする ことを 目的と する基 幹統計	統計調査員に 関する事務 報告義務者に 関する事務 調査票の配布 、収集、審査 等に関する事 務 その他の事務	一 統計調査員の設置に関する事務 二 報告義務者の選定に関する事務 三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務 五 調査票の審査に関する事務 六 調査票への必要な事項の記入に関する事務 七 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 八 調査の広報に関する事務 九 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

		<p>十 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
六 雇用、給与及び労働時間	統計調査員に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務
及び労働時間	報告義務者に関する事務	二 報告義務者を把握するための調査に関する事務
の変動	調査票の配布	三 調査票の配布に関する事務
を全国	、収集、審査	四 調査票の収集に関する事務
的及び	等に関する事	五 調査票の審査に関する事務
都道府	務	六 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務
県別に		七 調査票への必要な事項の記入に関する事務
明らか	調査票の集計	八 調査票（雇用、給与及び労働時間の都道府県別の変動を明らかにする

七 医薬	統計調査員に	一 統計調査員の設置に関する事務
にする ことを 目的と する基 幹統計	及び結果の公 表に関する事 務 その他の事務	九 前号に規定する調査票に係る調査の結果の公表に関する事務 十 厚生労働大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 十一 調査の広報に関する事務 十二 厚生労働大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十三 第八号に規定する調査票の保管に関する事務 十四 厚生労働大臣に対する調査票（第八号に規定するものを除く。）その他関係書類の提出に関する事務 十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

品、医	関する事務	薬部外	調査票の配布	品及び	、収集、審査	医療機	等に関する事	器に関	務	する毎		月の生	調査票の集計	産の実	に関する事務	態等を	その他の事務	明らか		にする		ことを		目的と		
			二 調査票の配布に関する事務		三 調査票の収集に関する事務		四 調査票の審査に関する事務		五 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務		六 調査票への必要な事項の記入に関する事務		七 調査票の集計に関する事務			八 厚生労働大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務		九 調査の広報に関する事務		十 厚生労働大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務				十一 調査票の副票の保管に関する事務		

<p>する基 幹統計</p>		<p>十二 厚生労働大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>八 鉱工 業生産 の動態 を明ら かにす ること を目的 とする 基幹統 計</p>	<p>統計調査員に 関する事務 報告義務者に 関する事務 調査票の配布 、収集、審査 等に関する事 務</p>	<p>一 統計調査員（都道府県知事が調査すべき事業所又は企業として経済産業省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の設置に関する事務 二 報告義務者を把握するための調査に関する事務 三 調査票（第一号の経済産業省令で定める事業所又は企業の調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務 五 調査票の審査に関する事務 六 法第十五条第一項の規定による立入検査等（第一号の経済産業省令で定める事業所又は企業の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務</p>

九 商業 を営む 事業所 及び企	統計調査員に 関する事務	七 調査票への必要な事項の記入に関する事務
	統計調査員に 関する事務	七 調査票への必要な事項の記入に関する事務
	その他の事務	<p>八 経済産業大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>九 調査の広報に関する事務</p> <p>十 経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十一 調査票の副票の保管に関する事務</p> <p>十二 経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
	報告義務者に 関する事務	<p>一 統計調査員（都道府県知事が調査すべき事業所として経済産業省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の設置に関する事務</p> <p>二 報告義務者を把握するための調査に関する事務</p>

業の事業活動	業の事業活動の動向を明らかにすること	計基幹統
調査区に関する事務	調査票の配布、収集、審査等に関する事務	その他の事務
三 調査区の設定及び修正の補助に関する事務	四 調査票（第一号の経済産業省令で定める事業所の調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の配布に関する事務 五 調査票の収集に関する事務 六 調査票の審査に関する事務 七 法第十五条第一項の規定による立入検査等（第一号の経済産業省令で定める事業所の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務 八 調査票への必要な事項の記入に関する事務	九 経済産業大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 十 調査の広報に関する事務 十一 経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

		<p>十二 調査票の副票の保管に関する事務</p> <p>十三 経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
十 特定のサー	統計調査員に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務
ビス産業に関する	報告義務者に 関する事務	二 報告義務者を把握するための調査に関する事務
する施策に資	調査票の配布、 収集、審査	三 調査票の配布に関する事務
するた	等に関する事	四 調査票の収集に関する事務
め当該	務	五 調査票の審査に関する事務
産業の	七 調査票への必要な事項の記入に関する事務	
	六 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務	

<p>実態を 明らか にする ことを 目的と する基 幹統計</p>	<p>その他の事務</p>	<p>八 経済産業大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 九 調査の広報に関する事務 十 経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十一 経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>十一 港 湾の実 態を明 らかに し、港 湾の開</p>	<p>統計調査員に 関する事務</p>	<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p>
<p>態を明 らかに し、港 湾の開</p>	<p>報告義務者に 関する事務</p>	<p>二 報告義務者の選定に関する事務</p>
<p>湾の開</p>	<p>調査票の配布 、収集、審査</p>	<p>三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務</p>

<p>十二 全 国にお ける建 築物の 務</p>	<p>幹統計 する基 目的と ことを 資する 管理に 用及び 発、利</p>	<p>等に関する事 務</p>	<p>五 調査票の審査に関する事務</p>
<p>調査票の配布 、取集、審査 等に関する事 務</p>	<p>その他の事務</p>	<p>調査票の集計 に関する事務</p>	<p>六 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務 七 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>
<p>一 調査票の作成に関する事務</p>	<p>九 調査票の保管に関する事務 十 国土交通大臣に対する集計表その他関係書類の提出に関する事務 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>八 調査票の集計に関する事務（全国集計に係るものとして国土交通省令で定めるものを除く。）</p>	

建設の 着工動 態を明 らかに するこ とを目 的とす る基幹 統計	十三 建 設工事 及び建 設業の	統計調査員に 関する事務 調査票の配布 、収集、審査	その他の事務
<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p> <p>二 調査票の配布に関する事務</p> <p>三 調査票の収集に関する事務</p>	<p>二 国土交通大臣との連絡に関する事務</p> <p>三 国土交通大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>四 国土交通大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>		

十四 国 及び地 方公共	実態を 等に関する事 務 明ら かに する こと を 目的 と する 基 幹統 計
調査票の配布 、 取 集、 審 査 等 に 関 す る 事	その他の事務
<p>一 調査票の配布の補助に関する事務</p> <p>二 調査票（資本金等の額が国土交通省令で定める額以上である会社の調査に係るものを除く。以下この項において同じ。）の取集に関する事務</p>	<p>四 調査票の審査に関する事務</p> <p>五 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務</p> <p>六 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>七 国土交通大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>八 調査の広報に関する事務</p> <p>九 国土交通大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十 国土交通大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>

び地域	国的及	項を全	礎的事	ての基	につい	び利用	所有及	土地の	有する	人が所	外の法	団体以
その他の事務											務	
<p>四 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>五 国土交通大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>六 調査の広報に関する事務</p> <p>七 国土交通大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>八 国土交通大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>九 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>											<p>三 調査票の審査に関する事務</p>	

別に明 らかに するこ とを目 的とす る基幹 統計	備考
	<p>一 四の項の適用については、都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、同項下欄第三号、第四号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該都道府県知事は、同欄第一号に掲げる事務は行わないものとする。</p> <p>二 前号の規定により都道府県知事がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該都道府県知事は、四の項上欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果</p>

知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

別表第三（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにする	報告義務者に関する事務 調査票の配布、収集、審査等に関する事務	一 報告義務者（都道府県の教育委員会）が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。 の選定に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会）が調査すべき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。 二 前号に規定する調査票の収集に

	<p>ことを目 的とする 基幹統計</p>
<p>調査票の集計</p>	
<p>五 第二号に規定する調査票及びこ 事務</p>	<p>二十四条に規定する専修学校及び 同法第三百三十四条第一項に規定す る各種学校をいう。以下同じ。） として文部科学省令で定めるもの の調査に係るものに限る。）の配 布に関する事務 三 前号に規定する調査票の取集に 関する事務 四 第二号に規定する調査票の審査 及びこの項第四欄第一号に規定す る調査票の二次的な審査に関する 事務</p>
<p>五 第一号に規定する調査票の集計</p>	<p>関する事務 三 第一号に規定する調査票の審査 に関する事務 四 都道府県の教育委員会に対する 第一号に規定する調査票の送付に 関する事務</p>

に関する事務	その他の事務
<p>の項第四欄第五号の規定による集計に係る集計表の集計に関する事務</p>	<p>六 文部科学大臣、他の都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>八 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>九 市町村の教育委員会の行う調査に関する事務の実施状況の把握に</p>
<p>に関する事務</p>	<p>六 都道府県の教育委員会及び他の市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>八 都道府県の教育委員会に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>九 都道府県の教育委員会に対する集計表その他関係書類の送付に</p>

別表第四（第四条関係）

<p>基幹統計</p>				
<p>事務の区分</p>				
<p>都道府県知事が行う事務</p>	<p>関する事務</p> <p>十 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十一 文部科学大臣に対する調査票、集計表その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>			
<p>都道府県の教育委員会が行う事務</p>				
<p>市町村長が行う事務</p>	<p>する事務</p> <p>十 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>			
<p>市町村の教育委員会が行う事務</p>				

る基幹	的とす	とを目	するこ	らかに	項を明	本的事	する基	校に関	要な学	政に必	教育行	一 学校
		する事務	審査等に関	布、収集、	調査票の配					務	に関する事	報告義務者
調査に係るもの	で定めるもの	て文部科学省令	すべき学校とし	府県知事が調査	二 調査票（都道	する事務	。の指定に関	係るものに限る	たときの調査に	学校が廃止され	公立及び私立の	一 報告義務者（
るものに限る。	科学省令で定め	ものとして文部	会が作成すべき	府県の教育委員	一 調査票（都道							
に係るものに限	めるものの調査	部科学省令で定	き学校として文	村長が調査すべ	一 調査票（市町							
ものに限る。）	学省令で定める	のとして文部科	が作成すべきも	村の教育委員会	一 調査票（市町							

統計

統計	に限るものとし)の作成に関する事務	るものとし、第	の作成に関する事務
、第七号に規定	る事務	四号に規定する	事務	
するものを除く	二 都道府県知事	ものを除く。	二 市町村長に対	
。)の配布に関	に対する前号に	の配布に関する	する前号に規定	
する事務	規定する調査票	事務	する調査票(学	
三 前号に規定す	(学校が廃止さ	二 前号に規定す	年齢児童及び学	
る調査票の収集	れたときの調査	る調査票の収集	生徒の就学の状	
に関する事務	に係るものに限	に関する事務	況についての調	
四 前号及びこの	る。)の送付に	三 第一号及びこ	査並びに学校が	
項第四欄第二号	関する事務	の項第六欄第二	廃止されたとき	
に規定する調査	る。	号に規定する調	の調査に係るも	
票並びにこの項	る。	査票の審査に関	のに限る。)の	
第五欄第五号に	る。	する事務	送付に関する事	

規定する調査票

(この項第五欄

第三号に規定す

るものを除く。

)の審査並びに

この項第五欄第

三号に規定する

調査票の二次的

な審査に関する

事務

五 法第十五条第

一項の規定によ

る立入検査等)

四 調査票(市町

村長が作成すべ

きものとして文

部科学省令で定

めるものに限る

。)の作成に関

する事務

五 都道府県知事

に対する第三号

に規定する調査

票及び前号に規

定する調査票)

学校が廃止され

務

学校の調査に係るものに限る。
（）の実施に関する事務
六 第四号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務
七 調査票（都道府県知事が作成すべきものとして文部科学省令で定めるもの

たときの調査に係るものに限る。
（）の送付に関する事務

	<p>限る。) の作成 に関する事務</p>	<p>八 文部科学大臣 、他の都道府県 知事、都道府県 の教育委員会及 び市町村長との 連絡に関する事 務</p>	<p>三 文部科学大臣 及び都道府県知 事との連絡に関 する事務</p>	<p>六 文部科学大臣 、都道府県知事 、他の市町村長 及び市町村の教 育委員会との連 絡に関する事務</p>
<p>その他の事 務</p>	<p>九 都道府県の教 育委員会及び市 町村長に対する 調査票の用紙そ 関する事務</p>	<p>四 文部科学大臣 に対する第一号 に規定する調査 票(第二号に規 定するものを除 く。)の提出に 関する事務</p>	<p>七 市町村の教育 委員会に対する 調査票の用紙そ の他調査のため に必要な物品の 関する事務</p>	<p>三 文部科学大臣 及び市町村長と の連絡に関する 事務</p>

る事務	況の把握に關す	る事務の実施状	行つ調査に關す	十一 市町村長の	事務	の広報に關する	域における調査	十 都道府県の区	務	送付に關する事	に必要な物品の	の他調査のため
												五 前各号に掲げ
							に附帯する事務	号に掲げる事務	保管その他前各	書類の作成及び	る事務に關する	
												送付に關する事
十 文部科学大臣	に關する事務	要な事項の報告	施状況その他必	關する事務の実	に対する調査に	九 都道府県知事	務	広報に關する事	における調査の	八 市町村の区域	務	五 前各号に掲げ
							に附帯する事務	号に掲げる事務	保管その他前各	書類の作成及び	る事務に關する	

十二 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

十三 文部科学大臣に対する第四号及び第七号に規定する調査票その他関係書類の提出並びに都道府県の教育委

に対する第四号に規定する調査票（学校が廃止されたときの調査に係るものを除く。）の提出に関する事務

十一 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務

十二 前各号に掲げる事務に関する

<p>政に必 教育行 二 社会</p>	
<p>審査等に関 布、収集、 調査票の配</p>	
<p>一 調査票（都道 府県知事が作成 すべきものとし</p>	<p>員会に対する関 係書類の送付に 関する事務 十四 前各号に掲 げる事務に関す る書類の作成及 び保管その他前 各号に掲げる事 務に附帯する事 務</p>
<p>一 調査票（都道 府県の教育委員 会が調査すべき</p>	
<p>一 調査票（市町 村長が作成すべ きものとして文</p>	<p>る書類の作成及 び保管その他前 各号に掲げる事 務に附帯する事 務</p>
<p>一 調査票（市町 村の教育委員会 が調査すべき社</p>	

要な社 会教育 に関する 基本 的事項 を明ら かにす ること を目的 とする 基幹統 計	する事務	て文部科学省令 で定めるもの に限る。) の作成 に関する事務	社会教育施設と して文部科学省 令で定めるもの の調査に係るも のに限る。) の 配布に関する事 務	部科学省令で定 めるものに限る 。) の作成に関 する事務	会教育施設とし て文部科学省令 で定めるものの 調査に係るもの に限る。) の配 布に関する事務
		一 都道府県の教 育委員会に対す る前号に規定す る調査票の送付 に関する事務	二 前号に規定す る調査票の取集 に関する事務	一 市町村の教育 委員会に対する 前号に規定する 調査票の送付に 関する事務	二 前号に規定す る調査票の取集 に関する事務
			三 第一号、この 項第三欄第一号 及びこの項第六		三 第一号及びこ の項第五欄第一 号に規定する調 査票の審査に関

欄第四号に規定する調査票の審査並びにこの項第六欄第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務	四 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務	五 調査票（都道府県の教育委員
--	------------------------------	-----------------

する事務 四 調査票（市町村の教育委員会 の社会教育行政 についての調査 に係るものに限 る。）の作成に 関する事務	五 都道府県の教育委員会に対す る前二号に規定 する調査票の送 付に関する事務
--	--

	<p>その他の事務</p>
	<p>三 都道府県の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務</p>
<p>会の社会教育行政についての調査に係るものに限る。）の作成に関する事務</p>	<p>六 文部科学大臣、都道府県知事、他の都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の教育</p>
	<p>三 市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務</p>
	<p>六 都道府県の教育委員会、市町村長及び他の市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の区域における調査の</p>

に附帯する事務

委員会に対する
調査票の用紙そ
の他調査のため
に必要な物品の
送付に関する事
務

八 都道府県の区
域における調査
の広報に関する
事務

九 市町村の教育
委員会の行う調
査に関する事務

に附帯する事務

広報に関する事
務

八 都道府県の教
育委員会に対す
る調査に関する
事務の実施状況
その他必要な事
項の報告に関す
る事務

九 都道府県の教
育委員会に対す
る関係書類の送
付に関する事務

の実施状況の把握に関する事務
十 文部科学大臣
に対する調査に
関する事務の実
施状況その他必
要な事項の報告
に関する事務
十一 文部科学大
臣に対する第三
号及び第五号に
規定する調査票
その他関係書類

十 前各号に掲げ
る事務に関する
書類の作成及び
保管その他前各
号に掲げる事務
に附帯する事務

別表第五（第四条関係）

学校にお	基幹統計	
報告義務者	事務の区分	
一 報告義務者（都道府	都道府県知事が行う事務	
	都道府県の教育委員会が行う事務	の提出に関する事務 十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務
	市町村の教育委員会が行う事務	

<p>ける幼児、児童、生徒、学生及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかに</p>	<p>に関する事務</p>
<p>調査票の配布、収集、審査等に関する事務</p>	<p>に関する事務</p>
<p>二 調査票（都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務 三 前号に規定する調査票の収集に関する事務 四 第二号、この項第四</p>	<p>県知事が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。 （の選定に関する事務</p>
<p>一 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の作成に関する事務 二 都道府県知事に対する前号に規定する調査</p>	<p>一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の作成に関する事務</p>
<p>一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の作成に関する事務 二 都道府県知事に対する前号に規定する調査</p>	<p>一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の作成に関する事務</p>

にするこ とを目的 とする基 幹統計	
	その他の事 務
欄第一号及びこの項第 五欄第一号に規定する 調査票の審査に関する 事務	五 文部科学大臣、他の 都道府県知事並びに都 道府県及び市町村の教 育委員会との連絡に関 する事務 六 都道府県及び市町村 の教育委員会に対する 調査票の用紙その他調 査のために必要な物品
票の送付に関する事務	三 都道府県知事との連 絡に関する事務 四 前三号に掲げる事務 に関する書類の作成及 び保管その他前三号に 掲げる事務に附帯する 事務
票の送付に関する事務	三 都道府県知事との連 絡に関する事務 四 前三号に掲げる事務 に関する書類の作成及 び保管その他前三号に 掲げる事務に附帯する 事務

の送付に関する事務

七 都道府県の区域における調査の広報に関する事務

八 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

九 文部科学大臣に対する第四号に規定する調査票その他関係書類の提出に関する事務

十 前各号に掲げる事務 に関する書類の作成及 び保管その他前各号に 掲げる事務に附帯する 事務